

## 第8期（2018年度）日本図書館協会認定司書審査会第1回議事録

2017年7月8日（土）

13：55～16：25

公益社団法人日本図書館協会 501 会議室

審査会委員7名出席，事業委員会委員5名陪席

### 配布資料

#### 議事次第

- 資料1 日本図書館協会認定司書審査会 日本図書館協会認定司書事業委員会
- 資料2 第7期日本図書館協会認定司書審査会(第2回) 議事録
- 資料3 日本図書館協会認定司書審査規程
- 資料4 日本図書館協会認定司書審査内規
- 資料5 第7期（2017年度）認定司書名簿及び審査（報告）
- 資料6 認定司書事業委員会への委嘱事務
- 資料7 第8期日本図書館協会認定司書事業スケジュール
- 資料8-1 申請書類一式 新規用
- 資料8-2 申請書類一式 更新用
- 資料9-1 認定司書審査規程の改正の必要性
- 資料9-2 森理事長，山本副理事長，西野専務理事（当時）との打ち合わせ（2017/5/9）記録
- 資料9-3 「認定司書返上の申し出について」（回答文書）
- [参考] 第8期日本図書館協会認定司書（ちらし）
- [参考] 第103回全国図書館大会東京大会（案内）

### 1 審査会会長あいさつ

前審査委員会会長の山本が退任し，副理事長の西野に交代した。認定司書事業には発足の時から理事としてかかわってきた。100名を超える認定司書が誕生しているが，今後は質が問題になる。

### 2 認定司書審査会委員の紹介（資料1）

審査会委員による自己紹介が行われた。

### 3 認定司書事業委員会委員の紹介（資料1）

事業委員会委員の紹介があった。今年度より名簿内に「認定司書」である委員にアスタリスク（\*）を追加していることも併せて説明があった。

〔委員意見〕

- ・アスタリスクだけでなく認定司書番号も記載した方が良い。

### 4 第7期認定司書審査会(第2回) 議事録の確認（資料2）

議事録について確認し，一部修正の上，承認された。正式に変更したものは，後日審査会委

員へメールでお送りする。

修正案（下線部を修正）

#### 6 その他

- ・認定証の返上について報告があった。

- 認定証の返還について報告があった。

規程上、認定証・認定司書の返上について記述がないことを・・・

- 認定証・認定司書の返上の申出について報告があった。

### 5 審査規程及び審査会内規について

(1) 認定司書審査規程（資料3）

(2) 認定司書審査内規（資料4）

現行の審査規程、審査内規について確認した。

改正案については、協議事項で詳しく協議する。

(3) 委員の守秘義務（資料3） 認定司書審査規程第17条

審査規程第17条（委員の守秘義務）について確認した。

### 6 報告事項

下記について、事業委員会委員長が審査会委員に報告した。

(1) 第7期（2017年度）認定司書名簿及び審査（報告）（資料5）

(2) その他

- ・6月16日（金）第7期認定司書交付式および交流会が行われ、認定司書15名の参加があった。

- ・認定司書による活動の一つである『認定司書のたまてばこ』（砂生委員編著）が刊行された。併せて秋本委員より7月15日に川越で『認定司書のたまてばこ』の刊行記念講演会及びシンポジウムが開催されることも報告された。

- ・今期認定の佐世保市立図書館の田中裕子氏が県内ではじめて認定司書となったことについて

ミニコミ誌で紹介され、長崎新聞からの取材も受けた。

### 7 協議事項

(1) 議案1 認定司書事業委員会への委嘱事務（審査規程第4条第2項）（資料6）

認定司書事業委員会に委嘱する事務11項目について承認された。

(2) 議案2 第7期認定司書事業スケジュール（申請受付、審査料及び認定料の納付期限、第2回審査会、その他）（資料7）

スケジュールについて承認された。

第2回審査会 2018年1月20日（土）

(3) 議案3 申請書類の書式について（資料8-1, 8-2）

申請書類及びマニュアルの記述を一部修正することを条件に承認された。修正部分は、

履歴書の5「『図書館員の倫理綱領』等の遵守」部分である。

〔委員意見〕

- ・委員会の規程類については今後全般的に見直しをする予定である。
- ・書式「研修受講等記録票（新規）（別紙2）」内、「5『図書館員の倫理綱領』等の遵守」で「認定証交付から申請時まで」を「申請時において過去10年間に」と修正してはどうか。
- ・「地方公務員法に規定された」が私立図書館等でも遵守しなければならないか。

#### 議案4 認定司書審査規程の改正について（資料9-1, 9-2, 9-3）

認定司書返上に伴うこれまでの経緯を説明し、関連する規程類の問題として、(1) 認定司書審査会の位置づけに関して、(2) 認定司書の返上の規程について、(3) 認定司書の認定後の任務について、(4) 申請書類の審査目的以外の利用について、を検討した。その結果は以下のとおり。

- ・第10条第3項を次のように修正する。

「その他、認定司書が、協会の定款又は第2条に定める趣旨に違背した場合若しくは

そ

の申し出があった場合、前々項の手続きに準じて、理事長は認定を一定期間停止又は

抹

消することができる。」

- ・(2)について速やかに事業委員会で修正案を作成し、9月或いは12月の理事会に改正案を提出する。
- ・(1) および(3)について、委員会規程通則の整理が完了次第検討する。
- ・(4)について、まず事業委員会で「認定後の申請書類」案を検討し、その内容を見た上で規程改正案を検討する。

〔委員意見〕

##### (2)について

- ・規程の修正無しのまま「返上」できたとしても、理事長の手紙の文言「現行の認定司書審査規程には、返上に関する条文が定められておらず」と対応が反するため、第10条第3項の中に記載したい。
- ・出来る限りはやく理事会（9月）に改正案を提出し、事態の収束へとはかりたい。返上希望者には事業委員会が作成する正式な申請書に押印のうえ、提出させる。（本人が特定できる情報、併せて認定司書番号も記載させるのが良い。）

##### (1)(3)について

- ・理事長直下に審査会があるため、審査会は「委員会」とは違うだろうという制度設計で元は立ち上がっている。審査会とは委員会と比べ、性格が異なっている。たとえば建築賞を審査する専門的な小委員会を持つ図書館施設委員会は、建築賞以外の仕事もある。「審査会」は審査のみ実施する“親委員会”となっているのか。“親委員会”となったとしても、看板だけは掛けかえる必要がある。

##### (4)について

- ・審査目的以外で使える「プロフィール」を認定後に送り、希望者のみ返送してもらうのはどうか。
- ・審査規程第13条4項に、「前項の規定にかかわらず本人の同意があれば…」という文言を、目的を明記の上追加してはどうか。たとえば「今後の活躍の場を広げるために」という目的ではどうか。
- ・「プロフィール」案を事業委員会で作成し、審査会で再度提示できるようにする。

## 8 その他

### (1) 認定司書制度にかかわる広報について

認定チラシを作成し、国社研セミナーで内野委員に配布のご協力をいただいた。今後も職員向けの研修（地区別研修等）でチラシを配布のご協力をお願いしたい。併せて認定司書が講師になった場合もお願いしたいと説明があった。

### (2) 全国図書館大会分科会について

第 17 分科会で認定司書になった後の活動について報告する。

### (3) その他

〔委員意見〕

・選定事業が 2015 年度で終了し、図書紹介事業（書評）を立ち上げている。現在は図書館雑誌で連載している。

今後認定司書にも協力してもらい、書評活動にも積極的に参加してもらいたい。

・そろそろ公募が開始される。『認定司書のたまたまばこ』の共著者にも執筆の依頼が進んでいる。「自主的なネットワークができれば、今後拡がるのではないかと思う。

以上  
16:25 終了